○内閣府告示第九百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　国際ＩＴビジネス交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可

弾力化事業（五〇五）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第九百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小千谷市

三　構造改革特別区域の名称　おぢや農都共生特区

四　構造改革特別区域の範囲　小千谷市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第九百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪市

三　構造改革特別区域の名称　国際交易特区

四　構造改革特別区域の範囲　大阪市の区域の一部（此花区、港区、大正区及び住之江区の全域）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）

○内閣府告示第九百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神戸市

三　構造改革特別区域の名称　人と自然との共生ゾーン特区

四　構造改革特別区域の範囲　神戸市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有

害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第九百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県及び栃木県

三　構造改革特別区域の名称　広域連携物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　水戸市、結城市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町及び大洗町、西茨城郡友部町及び岩間町、那珂郡東海村、結城郡八千代町、猿島郡境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町

、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町の全域並びに日立市、古河市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市の区域の一部（旧日立市、旧猿島郡総和町、旧常陸太田市、旧久慈郡金砂郷町、旧那珂郡大宮町及び那珂町、旧下館市、旧真壁郡関城町、大和村及び協和町、旧西茨城郡岩瀬町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　重量物輸送効率化事業（一二〇五（一二一四））